



発行 新潟県

第 81 号

平成25年10月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1190 県指定統計調査の指定(福祉保健課)
- 1191 保安林の指定解除予定(治山課)
- 1192 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1193 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1194 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1195 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 1196 公共測量の実施通知(監理課)
- 1197 道路の区域変更(道路管理課)
- 1198 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局総務課)

選挙管理委員会告示

61 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定取消報告(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第1190号

新潟県統計調査条例(昭和28年新潟県条例第38号)第2条の規定により、県指定統計調査に新潟県保健医療需要調査を指定し、その実施に必要な事項を次のとおり定めた。

平成25年10月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調査の目的

この調査は、県内の病院及び一般診療所を利用する患者について、その傷病状況の実態及び二次保健医療圏ごとの患者の流入・流出状況を把握し、地域保健医療体制の確保を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

県内の病院及び一般診療所を利用するすべての患者を対象とする。

3 調査年月日

平成25年10月22日(火)から平成25年10月24日(木)までの期間のうち医療施設ごとに定める1日とする。

4 調査事項

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、紹介の有無、入院患者のみ病床の種別及び救急の状況とする。

5 調査の方法

調査票の記入は、医療施設の管理者が行い、調査票の送付及び回収は、県が行う。

6 結果の集計及び公表

集計は、県福祉保健部が行い、結果の分析後速やかに公表する。

◎新潟県告示第1191号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年10月15日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県胎内市村松浜字下原2730の298
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
鉱業用地とするため

◎新潟県告示第1192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を平成25年10月1日認可した。

平成25年10月15日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を平成25年10月2日認可した。

平成25年10月15日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第1194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成25年10月3日認可した。

平成25年10月15日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第1195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので平成25年10月16日から平成25年11月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月15日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新発田市 豊浦郷土地改良区	豊浦郷土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し	新潟市北区役 所、新発田市 加治川庁舎	第48条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上中田北部土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年10月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年10月15日から平成25年12月25日まで
- 3 作業地域 上越市（一部）

◎新潟県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市板貝字神宮沢 636 番 1 から	新	8.4～57.0メートル	250.0メートル
同市板貝字神宮沢636番1まで	旧	8.4～47.3メートル	250.0メートル

◎新潟県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間
村上市板貝字神宮沢636番1から同市板貝字神宮沢636番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月15日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年10月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぼこ・びーた
- 3 代表者の氏名
片桐 公彦
- 4 主たる事務所の所在地
上越市昭和町2丁目20番2号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、心身の障害や様々な要因により「生きづらさ」を抱える人びとに対して、住み慣れた地域で安心して、当たり前、さりげなく暮らし、自己選択・自己決定の幅を広げられるよう、地域生活支援に関する事業を行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業</u></p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第16条 役員の任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の決算期に関する通常総会の終結までとする。ただし、2年を超えることはできない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第16条 役員の任期は、<u>2年とする。ただし、この任期は総会終結まで延伸することができる。また、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 <u>前2項の規定に関わらず、社員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p>(2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p>(3) <u>総会の決議があったものとみなされた日</u></p> <p>(4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
---	---

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、分娩集中監視システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年10月15日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
分娩集中監視システム 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成26年3月31日（月）
 - (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成25年10月24日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年10月28日(月)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成25年10月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
三和北部地区農業振興センター	上越市三和区越柳 1825 番地 1	会議室	58.00	平成 25 年 10 月 2 日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
清里コミュニティプラザ	上越市清里区荒牧 18 番地	多目的ホール	180.00	平成 25 年 10 月 2 日